



# 医療観察法の施行後の付添人活動に関する 弁護士会の取り組みについて

## 医療観察法が今年7月施行

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「医療観察法」という）は、2003年7月に国会で成立し、2年以内に政令で定める日に施行されることになっていたが、入院命令を受けた対象者を入院させるための指定入院医療機関の建設が大幅に遅れていることからその施行が危ぶまれていた。

すなわち、7月の時点で、対象者を受け入れ可能な指定入院医療機関は東京都小平市の国立武蔵病院（約30床）しかなく、今年度中に開設予定の指定入院医療機関も岩手県の花巻病院と富山県の北陸病院（いずれも約30床）しかない状況であり、医療観察法が施行されて申立てが続けば、すぐに指定入院医療機関が満杯になってしまうのではないかと危惧されていたのである。

日本弁護士連合会は、この法律そのものに反対し、さらに法の制定後も指定入院医療機関についての環境整備が整うまで、その施行を延期すべきであるとする意見書を公表して施行に反対していた。

しかしながら、政府は、本年7月1日の閣議で政令を定め、医療観察法は7月15日に施行された。

施行後、東京都内では、医療観察法に基づく2件の申立てが確認されている（全国では、既に20件以上の申立てがなされているようである）。

## 東京三会で協議会を設置

東京三弁護士会では、この法律の施行に対応して、『「心神喪失者等医療観察法」における付添人活動の体制整備等に関する協議会』（以下「協議会」という）を設

置している。この協議会は、医療観察法に基づく申立てに対して、弁護士が対象者のために行なう付添人活動について、東京地方裁判所との連絡調整や弁護士会内部の体制作りを行なうために設置されたものである。

施行前の本年7月7日には、東京地方裁判所の担当裁判官や書記官、保護観察所の社会復帰調整官などに参加していただき、第1回の協議会を実施した。ここでは、裁判官から、申立後の手続の流れや審判期日の持ち方について説明がなされるとともに、国選付添人の推薦方法等についての意見交換を行なった。

東京地裁の岡田雄一裁判官から、申立後の手続の流れや審判の持ち方について説明がなされた。その中には、東京地裁刑事部に医療観察法上の審判を担当する集中部（刑事4部、10部、15部）を設けることや、デュ・プロセスを保障した上で、関係者によるカンファレンスを効果的に活用しながら、審判を円滑に実施していきたいと考えていることなどが表明された。

また、国選付添人の選任については、鑑定入院命令が言い渡されてから遅くとも4日以内に、裁判所から弁護士会に対して国選付添人の推薦依頼を出し、その回答を求めることとする。捜査段階や公判段階において対象者に弁護士が付いていた場合には、なるべく、同一の弁護士が担当することが望ましいという観点から、その弁護士が所属する弁護士会に対して裁判所から国選付添人の推薦依頼を出すことなどが協議して決められた。

## 問題点を協議、裁判所に申し入れ

本年9月2日には第2回の協議会を実施した。ここでは、各弁護士会において付添人を推薦する体制作りの

進行状況を確認するとともに、付添人を担当している弁護士から付添人活動の報告を受けて、医療観察法に基づく申立ての現状と問題点について協議した。

その中で、付添人を担当している西畠正会員（当会多摩支部刑事弁護委員会委員長）から、鑑定入院された対象者について、鑑定入院先の病院において発生する雑費（日用品、嗜好品、飲食物等の購入費用）を対象者本人が支払うのかどうか問題になっていることが報告された。強制的に入院させられているのであるから、それを対象者本人に負担させるのは問題ではないかとの意見があり、協議会において協議した結果、鑑定入院先の医療機関から裁判所に対し、雑費についても医療費に準じて請求できるよう申し入れることになった。

また、東京三弁護士会の執行部においては、協力医を確保し、付添人に同行してもらい、鑑定入院中の対象者に接見したり、鑑定に対する意見を述べてもらうことを制度化することが検討されている。協力医に対して支払う日当や謝礼については、現行の医療観察法

上では付添人から裁判所に対し請求することが認められていない。しかし、裁判所に対しこの諸費用も請求できるよう申し入れしたいとの提案がなされた。協議会で協議した結果、この点も雑費の点と併せて、裁判所に対して申し入れることになった。

## 付添人活動の充実を図るために

今後も、東京三弁護士会は、定期的に協議会を開催しながら、付添人活動の充実を図るための体制整備等を進めていく予定であり、当面、国立武蔵病院の病棟の見学会や会員に対する研修会の実施などが計画されている。

関心のある会員は、是非とも、今後行なわれる予定の研修会へ参加していただくとともに、付添人推薦名簿に登録していただくようお願いしたい。

（「心神喪失者等医療観察法」における付添人活動の体制整備等に関する協議会委員 山下 幸夫）